

後期高齢者医療制度等の減免対象期間の延長を求める件

東日本大震災から1年3カ月が経過した今日も、津波により住まいのみならず生業の道も断たれ、貯えの切り崩しにより生計を維持している被災者が少なくないなど、被災者の生活再建には、なお多くの課題が山積している。

このような中、後期高齢者医療制度における一部負担金の免除や介護保険サービス利用料の減免の対象期間が9月30日で終了することとなっているが、被災者の生活は未だ十分再建されたとは言い難い状況である。

よって、国会及び政府におかれては、一日も早い被災者の生活再建のため、上記の被災者支援制度を来年3月末まで延長するとともに、当該施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
復興大臣東日本大震災総括担当 様

仙台市議会議長 佐藤 正昭